

## 第4節 支給決定事務

市町村は、支援費の支給申請が行われたときは、当該申請を行った障害者（児）の障害の種類及び程度、当該障害者の介護を行う者の状況（障害児はその保護者の状況）、当該障害者（保護者）の支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、支援費の支給の要否を決定する。また、支給の決定を行う場合には、居宅生活支援費については、居宅生活支援費を支給する期間及び居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費を支給する指定居宅支援の量（以下「支給量」という。）を、施設訓練等支援費については、施設訓練等支援費を支給する期間及び当該障害者の障害程度区分を定める。

なお、支給決定に係る事務の詳細については、「第3章 支給決定事務」において解説する。

### I 支給決定の際の勘案事項

市町村は、支援費の支給申請が行われたときは、次に掲げる事項を勘案して、支援費の支給の要否を決定する（身障法第17条の5第2項及び第17条の11第2項、知障法第15条の6第2項及び第15条の12第2項、児福法第21条の11第2項）。

なお、申請者からの聴き取りを円滑に行うために、「勘案事項整理票（居宅生活支援費）」及び「勘案事項整理票（施設訓練等支援費）」を参考にされたい。

#### 1 居宅生活支援費（身障法施行規則第9条の3、知障法施行規則第8条、児福法施行規則第21条）

- (1) 居宅生活支援費の支給申請を行った障害者（児）の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- (2) 当該障害者の介護を行う者の状況（障害児の場合は、その保護者の状況）
- (3) 当該障害者（障害児の場合は、その保護者）の居宅生活支援費の受給の状況
- (4) 当該障害者の施設訓練等支援費の受給の状況（障害児を除く）
- (5) 当該障害者（障害児の場合は、その保護者）の障害者（児）居宅支援及び障害者施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- (6) 当該障害者（障害児の場合は、その保護者）の障害者（児）居宅支援の利用に関する意向の具体的内容
- (7) 当該障害者（児）の置かれている環境
- (8) 当該申請に係る障害者（児）居宅支援の提供体制の整備の状況

#### 2 施設訓練等支援費（身障法施行規則第9条の17、知障法施行規則第22条）

- (1) 施設訓練等支援費の支給の申請を行った障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況

- (2) 当該障害者の介護を行う者の状況
- (3) 当該障害者の施設訓練等支援費の受給の状況
- (4) 当該障害者の居宅生活支援費の受給の状況
- (5) 当該障害者の障害者施設支援及び障害者居宅支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- (6) 当該障害者の障害者施設支援の利用に関する意向の具体的内容
- (7) 当該障害者の置かれている環境
- (8) 当該申請に係る障害者施設支援の提供体制の整備の状況

## II 支給決定事項

市町村は、支給の決定を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない（身障法第17条の5第3項及び第17条の11第3項、知障法第15条の6第3項及び第15条の12第3項、児福法第21条の11第3項）。

### 1 居宅生活支援費

- (1) 居宅生活支援費を支給する期間
- (2) 支給量

### 2 施設訓練等支援費

- (1) 施設訓練等支援費を支給する期間
- (2) 当該障害者の障害程度区分

## III 支給量を定める単位期間

居宅生活支援費の支給量を定める単位期間については、次のとおりとする（身障法第17条の5第3項第2号、知障法第15条の6第3項第2号、児福法第21条の11第3項第2号）。

### 1 居宅介護、デイサービス及び短期入所（身障法施行規則第9条の5、知障法施行規則第10条第1項、児福法施行規則第21条の3）

1 か月

### 2 知的障害者地域生活援助（グループホーム）（知障法施行規則第10条第2項）

支給決定の際に定める支給期間

## IV 支給期間

市町村が支給決定の際に定める支給期間が越えてはならない期間については、次のとおりとする。なお、支給期間の終了に際しては、改めて支援費の支給決定を受けることにより継続してサービスを受けることが可能である（身障法第17条の5第4項及び第17条の11第4項、知障法第15条の6第4項及び第15条の12第4項、児福法第21条の11第4項）。

### 1 居宅生活支援（身障法施行規則第9条の6、知障法施行規則第11条、児福法施行規則第21条の4）

#### （1）居宅介護、デイサービス及び短期入所

「1年」に「居宅支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間」を加えた期間（ただし、居宅支給決定を行った日が月の初日の場合には、1年）

※ 支援費制度の施行前に行われる準備支給決定については、支給期間の上限を1.8か月まで延長することができる。

#### （2）知的障害者地域生活援助（グループホーム）

「3年」に「居宅支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間」を加えた期間（ただし、居宅支給決定を行った日が月の初日の場合には、3年）

### 2 施設訓練等支援（身障法施行規則第9条の19、知障法施行規則第24条）

「3年」に「施設支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間」を加えた期間（ただし、施設支給決定を行った日が月の初日の場合には、3年）

## V 障害程度区分

市町村は、支給決定の際、次に掲げる施設支援の種類ごと、さらに入所又は通所の種別ごとに障害程度区分を定める。

なお、障害程度区分の内容及び決定に係る事務の詳細については、「第3章 支給決定事務について」のうち「第4節 障害程度区分」において解説する。

- 1 身体障害者更生施設
- 2 身体障害者療護施設
- 3 身体障害者授産施設（入所）
- 4 身体障害者授産施設（通所）

- 5 知的障害者更生施設（入所）
- 6 知的障害者更生施設（通所）
- 7 知的障害者授産施設（入所）
- 8 知的障害者授産施設（通所）
- 9 知的障害者通勤寮
- 10 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設

## VI 利用者負担額の決定

市町村は、支給決定の際、利用者及びその扶養義務者の負担能力に応じて、利用者負担額を決定する。

なお、利用者負担額の決定に係る内容の詳細については、「第3章 支給決定事務について」のうち「第6節 利用者負担額の決定」において解説する。